

「食品安全委員会緊急時対応基本指針」(案)における緊急時対応の流れ

緊急事態等における情報連絡体制

緊急事態等の発生

通報

<情報連絡窓口>

情報・緊急時対応課

連絡

指示

事務局長

- 委員長からの指示に基づき、食品安全担当大臣への報告を行う
- ・委員長からの指示事項等を各課に指示

連絡

指示

委員長

- 食品安全担当大臣への報告の必要性を判断
- ・事務局長に対し、食品安全担当大臣への報告又は委員会開催等を指示

第一報の通報・情報交換

<リスク管理機関

情報連絡窓口>

- ・厚労省医薬食品局食品安全部
企画情報課
- ・農水省消費・安全局総務課
食品安全危機管理官
- ・環境省環境管理局水環境部
企画課

食品安全担当大臣

報告

委員会の対応策の決定過程

- ・委員長は、委員及び事務局長等と協議の上、リスク管理機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ委員会会合を開催し、速やかに委員会としての対応策を決定
- ・委員長は、関係する専門調査会に対し、開催を指示し、必要な情報収集又はリスクコミュニケーションの方法の決定等について専門的な知見に基づき審議させる
- ・対応策の決定にあたっては、委員会及びリスク管理機関の役割分担、それを前提とする協力内容の明確化等に努める

決定

委員会の対応

情報の収集・分析・共有化

- 情報・緊急時対応課、勧告広報課による情報収集等
- ・委員及び専門委員による情報収集等
- ・職員等の現地派遣
- ・調査による情報収集

情報提供

- 国民への情報提供
- ・関係機関等への情報提供

食品健康影響評価

- 科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価

勧告及び意見

- 食品健康影響評価の結果に基づく、関係各大臣への勧告等

リスクコミュニケーション